

緊急公共工事品質確保対策による極端な低価格入札の抑止効果と今後の入札契約制度に関する考察

国土交通省河川局河川計画課付 常山 修治*¹

公共工事における極端な低価格での契約は、国民の安全・安心に直結する公共工事の品質確保に支障が及ぶ懸念があるにもかかわらず、低価格入札の発生割合は高水準で推移している。そのため、国土交通省では平成18年12月、「緊急公共工事品質確保対策について」を地方整備局に対して通知し、入札契約段階での公共工事の品質確保対策を講じた。

本稿では、緊急対策の適用が開始された平成18年度第4四半期を含め、過去2カ年の入札結果を整理・分析することにより、近年の入札動向を把握すると共に国土交通省が講じた緊急対策の低価格入札への影響について検証を試みる。その結果、中小規模の工事では低入札調査対象となる落札件数の大幅な減少が見られた。一方、大規模工事では、著しい低価格入札は激減したものの、調査基準価格を下回る価格での入札が多数発生しているだけでなく、応札価格が予定価格を中心とした分布から調査基準価格を中心とした分布に大きく変化していることが明らかとなる。こうした結果を踏まえ、引き続き入札実態の把握に努めていくとともに、現状の傾向が継続した場合の受注企業の利益確保に対応する新たな施策の提案など、今後の入札契約制度に関する考察を行う。

【キーワード】低価格入札、総合評価方式、調査基準価格、施工体制評価

1. はじめに

公共工事における契約内容に適合した履行がされないおそれがある極端な低価格による受注は、工事の品質確保、下請企業いじめ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底などの被害が生じる懸念が高い。国土交通省をはじめとする発注機関は、これまで数度にわたりいわゆるダンピングに対する対策を講じてきた。しかしながら、極端な低価格により落札される入札案件の発生割合は、近年、高水準で推移しており、国民の安全・安心に直結する公共工事の品質確保に支障が及ぶおそれが一層高まっている。

国土交通省では、主に施工段階における工事の品質確保を目的として、平成18年4月14日に「いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の対策について」¹⁾を取りまとめ、各地方整備局等へ通達を行った。しかし、平成18年度第3四半期初めにおいても平成17

年度を上回る低入札調査対象工事が発生したため、入札契約での対応策を中心に更なる対策を講ずべく12月8日に「緊急公共工事品質確保対策について」²⁾を取りまとめ、再度の通達を行った。

本稿では、緊急対策において先行的に取組まれた「特別重点調査の試行³⁾」及び「施工体制確認型総合評価方式の試行⁴⁾」による極端な低価格入札抑止の効果を検証するため、国土交通省8地方整備局（港湾空港関係を除く）直轄工事の工事種別のうち「一般土木工事」、「鋼橋上部工事」、及び「プレストレスト・コンクリート工事（以下、「PC工事」と称す。）」の予定価格が2億円以上の工事について、地方整備局がHPで公開している「入札結果データの公表」資料に基づき入札結果を分析する。その上で、その分析結果を踏まえ、今後の入札制度のあり方について考察を試みる。

*1 国土交通省河川局河川計画課 電話番号 03-5253-8443,
e-mail shu_tsuneyama@yahoo.co.jp

「総合評価方式」: 価格と品質が総合的に優れた者を落札者とする方式

$\frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \text{評価値} \Rightarrow \text{評価値が最高の者が落札者}$

[現行]

技術評価点 = 標準点100点 + 加算点10~50点

品質確保の体制
までは未確認

[施工体制確認型]

技術評価点 = 標準点100点 + 加算点10~70点 + 施工体制評価点30点

入札者の技術力を活かした
提案への配点を引き上げ

品質確保の体制を審査
要素として加味

図-1 施工体制確認型総合評価方式の評価方法

2. 緊急公共工事品質確保対策

(1) 緊急公共工事品質確保対策の概要

緊急公共工事品質確保対策は、以下の6項目からなる。

- ① 特別重点調査の試行
- ② 施工体制確認型総合評価方式の試行
- ③ 一般競争入札の参加資格として必要な 同種工事実績要件の緩和
- ④ 入札ボンドの導入拡大
- ⑤ 公正取引委員会との連携強化
- ⑥ 予定価格の的確な見直し

このうち、①特別重点調査の試行及び②施工体制確認型総合評価方式の試行は、緊急対策策定後速やかに実施通達がなされ、平成18年度第4四半期から運用が開始された。この結果、相当数の入札案件で適用がなされたところである。

なお、③及び④は、平成18年度第4四半期では、ごく限られた案件での試行実績しかなく、全国的な分析が可能なデータが得られていないため分析の対象外とした。また、⑤及び⑥については、取組みが平成19年度以降に本格化するものであり、これらについても分析の対象外としている。今後、③～⑥の取組が充実した時期において、これらの導入効果についても検討の必要があろう。

(2) 特別重点調査の試行

国土交通省では、いわゆる低入札価格調査制度に基づき、発注機関（各地方整備局）が定めた基準価格（工事ごとに予定価格の3分の2から10分の8.5

の範囲内で設定＝以下「調査基準価格」という。）を下回る入札があった場合に低入札価格調査を行っている。しかしながら、会計法令第29条の6第1項に規定される「その者により契約内容に適合した履行がされないおそれがある」場合がどのような場合か明確でないため、現行制度が的確に運用されていない状況にある。

このため、予算決算及び会計令第86条に基づき、「履行がされないおそれがある」かどうかを調査する際、極端な低入札者について、特に重点的な調査（特別重点調査）を実施することとした。すなわち、「履行がされないおそれがある」と認められる場合をあらかじめ具体化しておき、特別重点調査の結果、これらに該当すると認めるときは、その入札参加者とは契約を結ばない。このようにして低入札価格調査制度の的確な運用を図るのである。

調査対象は、下記の通りとし、対象者に対し厳格な調査を実施する。

- ・ 原則として、予定価格2億円以上の工事
- ・ 落札者となりうる者の入札価格が調査基準価格を下回る
- ・ 入札価格の積算内訳である費目別金額を予定価格の積算の前提とした費目別金額で除して得た割合が、①～④のいずれかに該当する。
 - ① 直接工事費で75%を下回る
 - ② 共通仮設費で70%を下回る
 - ③ 現場管理費で60%を下回る
 - ④ 一般管理費等で30%を下回る

なお、新技術・新工法等によるコスト縮減により一定割合を下回る場合は、調査適用対象外とした。

(3) 施工体制確認型総合評価方式の試行

国土交通省直轄工事で現在実施されている総合評価方式では、図-1 に示すとおり、発注者が求める最低限の要求要件を満たす施工内容を実現できる場合に付与される標準点が 100 点であるのに対し、技術提案の内容に応じて付与される技術提案加算点は 10 から 50 点（実際の適用では大半が 30 点以下）である。また、施工内容実現の確実さの差異については、技術評価点の配点・付与が考慮されておらず、必ずしも入札参加者の技術力を十分に評価できているとは言いがたいのが現状である。

このため、緊急対策では、一般土木工事、鋼橋上部工事、PC 工事及び港湾空港等工事で原則予定価格が 2 億円以上の工事を対象（その他の工事についても試行可能）にして、施工体制が確実に確保できるかを審査要素に加味する「施工体制確認型総合評価方式」の試行を盛り込んだ。

具体的な内容は、技術評価点に「施工体制評価点」30 点を新たに追加し、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況に応じ、発注者が求める施工内容をより確実に実現できるかどうかを評価する。また、発注者が示す標準案以外の施工方法等に関する技術提案に対し、技術提案加算点を 10 から 70 点の範囲で付与（簡易型総合評価方式では 10 から 30 点を 10 から 50 点とする）し、技術力評価のウェートを大幅に拡大した。なお、新技術・新工法等によるコスト削減の技術提案については、施工体制評価点の審査・評価において考慮することとした。

3. 国土交通省直轄工事における入札状況

本稿においては、一般土木工事が予算決算及び会計令第 72 条の規定に基づくランク別発注を行っている点に鑑み、取りまとめ区分を

- ① 予定価格が 7.2 億円以上
- ② 予定価格が 3～7.2 億円規模
- ③ 予定価格が 2～3 億円規模

の 3 つの規模別とした。

また、鋼橋上部工事についてもランク別発注を行っているが、その基準は 5 千万円であるため、1 区分④とした。さらに、PC 工事はランク別発注を行っていないため 1 区分⑤とした。

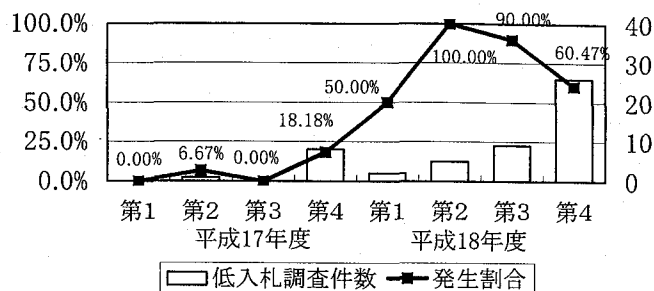


図-2 低入札調査の実施状況
(① 一般土木工事 WTO 規模)

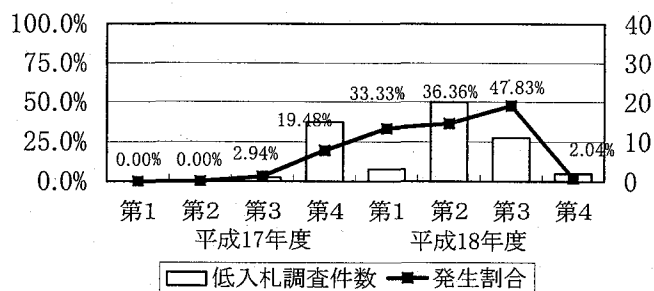


図-3 低入札調査の実施状況
(② 一般土木工事 3～7.2 億円規模)

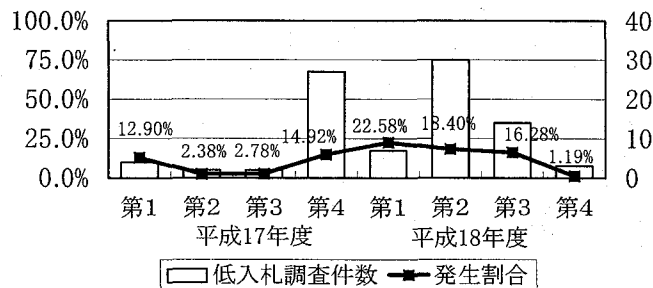


図-4 低入札調査の実施状況
(③ 一般土木工事 2～3 億円規模)

(1) 低入札価格調査の実施状況

検討対象工事区分毎の低入札価格調査実施件数及び調査の実施割合（全入札件数に占める低入札価格調査実施件数の割合）の過去 2 カ年の推移を図-2～6 に示す。（鋼橋上部工事は、平成 17 年度が第 3 四半期まで発注件数が僅かであり、対象外とした。）

低入札価格調査の実施状況は、平成 18 年度第 3 四半期まで高い発生割合を示していたことが分かる。特に、鋼橋上部工事については、発生割合が極めて高い値で推移している。また、一般土木工事や PC 工事についても、期を経るごとに発生率が上昇し、平成 18 年度第 3 四半期にいたっては、一般土木 WTO 規模や鋼橋上部工事、及び PC 工事において低入札調査実施割合が 8 割を越える状況となっている。

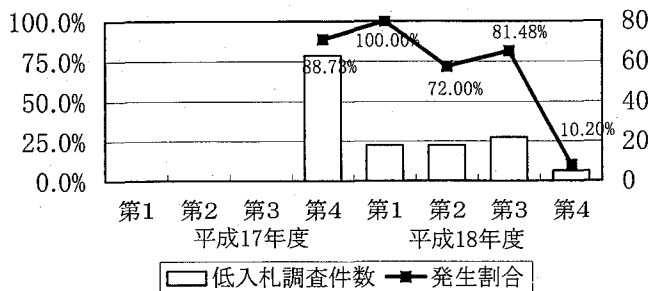


図-5 低入札調査の実施状況(④鋼橋上部工事)

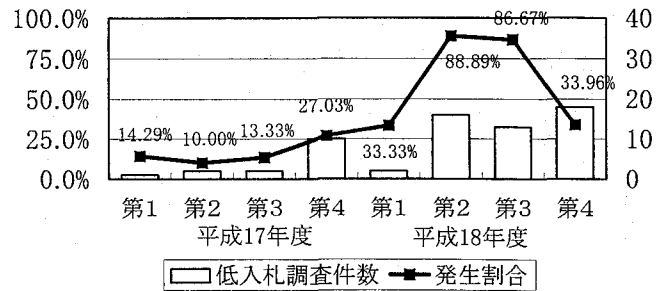


図-6 低入札調査の実施状況(⑤PC工事)

表-1 総合評価方式の実施状況(平成18年度)

		第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	合計
一般 土木	2～3億円規模	31 (31)	162 (163)	80 (86)	253 【76】 (253)	526 (533)
	3～7.2億円規模	9 (9)	55 (55)	23 (23)	97 【52】 (98)	184 (185)
	WTO規模規模	4 (4)	5 (5)	10 (10)	43 【0】 (43)	62 (62)
鋼橋上部工事		18 (18)	25 (25)	27 (27)	49 【9】 (49)	119 (119)
PC工事		6 (6)	18 (18)	15 (15)	53 【19】 (53)	92 (92)

※()内は全入札件数を示す。また、第4四半期の【 】内は、施工体制確認型総合評価の実施件数である。

しかし、平成18年度第4四半期の調査件数は、一般土木 WTO 規模及び PC 工事を除き大幅に減少した一方、一般土木 WTO 規模及び PC 工事では、依然として高水準の発生割合を示している。

(2)総合評価の導入状況

表-1では、検討対象工事区分ごとの平成18年度における総合評価方式の実施状況を整理した。平成18年度の国土交通省直轄工事では、件数ベースで5割以上、金額ベースで8割以上の総合評価方式を実施するという目標を掲げて取り組んだ結果、検討対象工事では、災害復旧等の緊急性を要する工事を除く全ての工事において総合評価方式が採用された。また、第4四半期には、一般土木 WTO 規模以外の工事で、施工体制確認型総合評価方式が採用された。(一般土木 WTO 規模は、緊急対策の策定段階には全ての工事が入札公告済みであった。)

また、区分ごとの落札結果の状況を取りまとめたものが図-7～11である。ここでは、

- ① 入札価格が最低価格かつ総合評価の技術評価点は2位以下、
- ② 入札価格が最低価格かつ技術評価点は1位、
- ③ 入札価格は最低ではないが技術評価点が1位、

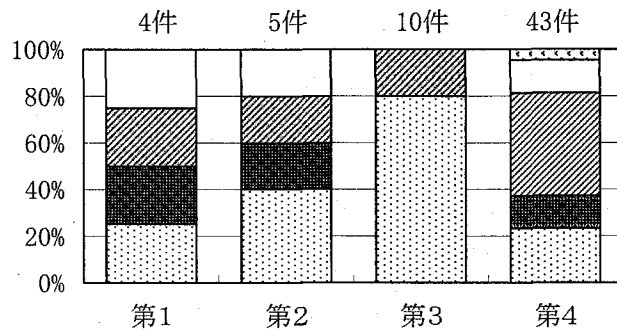


図-7 総合評価方式による落札結果
(一般土木工事 WTO 規模)

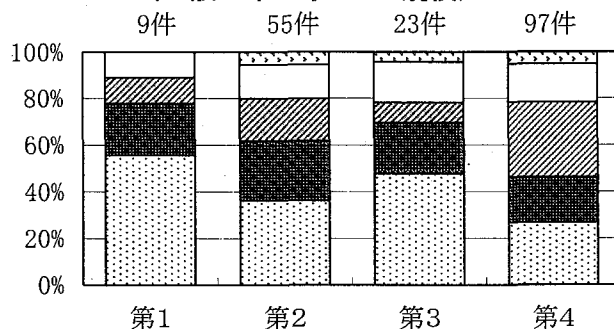


図-8 総合評価方式による落札結果
(一般土木工事 3～7.2 億円規模)

【図-7, 8 の凡例】

- 1者応札(辞退等除き)
- 価格次順位以下 & 技術評価2位以下
- ▨ 価格次順位以下 & 技術評価1位
- 最低価格 & 技術評価1位
- 最低価格 & 技術評価2位以下

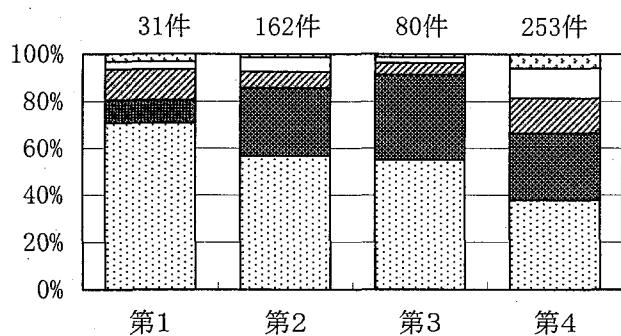


図-9 総合評価方式による落札結果
(一般土木工事 2～3 億円規模)

【図-9～11 の凡例】

- 1者応札(辞退等除き)
- 価格次順位以下&技術評価2位以下
- ▨ 価格次順位以下&技術評価1位
- 最低価格&技術評価1位
- ▤ 最低価格&技術評価2位以下

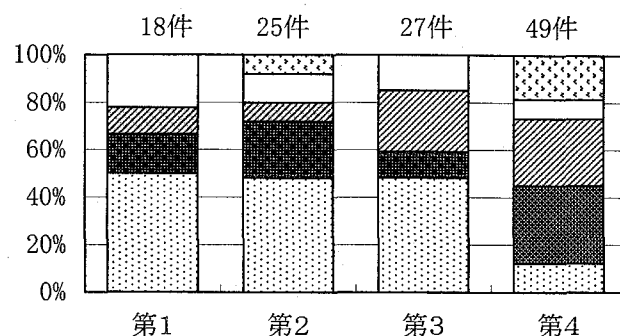


図-10 総合評価方式による落札結果(鋼橋上部工事)

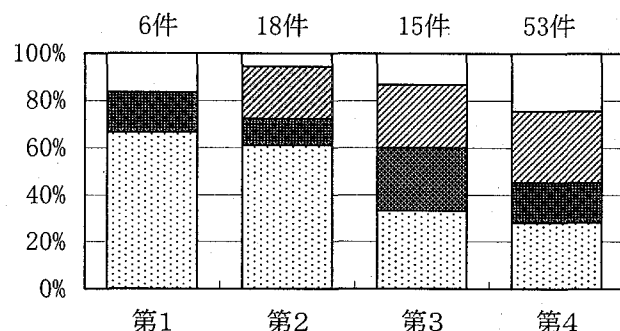


図-11 総合評価方式による落札結果(PC 工事)

④ 入札価格は最低ではなく技術評価点も 1 位ではない、

⑤ 応札希望者が 1 者、又は入札参加者の辞退等により 1 者のみで入札を実施した、

の 5 つの分類で整理した。

その結果、①及び②に分類される価格評価の影響度が大きいタイプの落札結果は、平成 18 年度の四半期を経るにつれ減少している。これは、技術評価を重視するため技術評価点の割合を高める取組（具体には、加算点の満点を例えば 20 点から 30 点に引き上げる等）が要因としてあげられる。特に一般土木 WTO 規模の工事では、第 3 四半期までは価格評価の影響度が大きいタイプ（①及び②）の落札割合が大きかったのに対して、緊急対策の適用が開始された第 4 四半期は著しい低価格での入札が減少し、相対的に技術評価の影響が大きいタイプ（②及び③）の落札割合が高まっている。

また、各地方整備局が、独自の対策として加算点割合を大きくした結果、最低価格者以外の者が落札するいわゆる“逆転現象”タイプ（③及び④に分類）の落札割合が大きくなった。

4. 緊急公共工事品質確保対策の効果検討

本章では、緊急公共工事品質確保対策のうち「特

別重点調査の試行」及び「施工体制確認型総合評価方式の試行」の導入効果について検証を行う。

(1)特別重点調査の導入効果

図-12～16 では、検討対象工事区分ごとに、

- ・平成 17 年度第 4 四半期
- ・平成 18 年度第 3 四半期
- ・平成 18 年度第 4 四半期

の 3 四半期における調査基準価格に対する各入札参加者の応札価格の割合を求め、その発生割合の分布状況を 5%刻みで整理した。

a) 一般土木工事 WTO 規模

この区分では、図-12 から明らかなように、平成 18 年度第 3 四半期には、ほぼ低入札価格調査基準を下回る価格でないと落札が出来ないような事態が生じていた。また、緊急対策を講じた平成 18 年度第 4 四半期においても調査基準価格を下回る価格での落札者が多数含まれている。

この区分の入札参加者は、平成 18 年度当初から第 3 四半期まで著しい低価格での入札が続発した。よって発注者側が講じた対策にもかかわらず、一部の企業が依然として“受注量確保”を優先するため、競争参加者全体が低価格応札へ向かうという状況が継続していたのではないかと推測される。この区分の

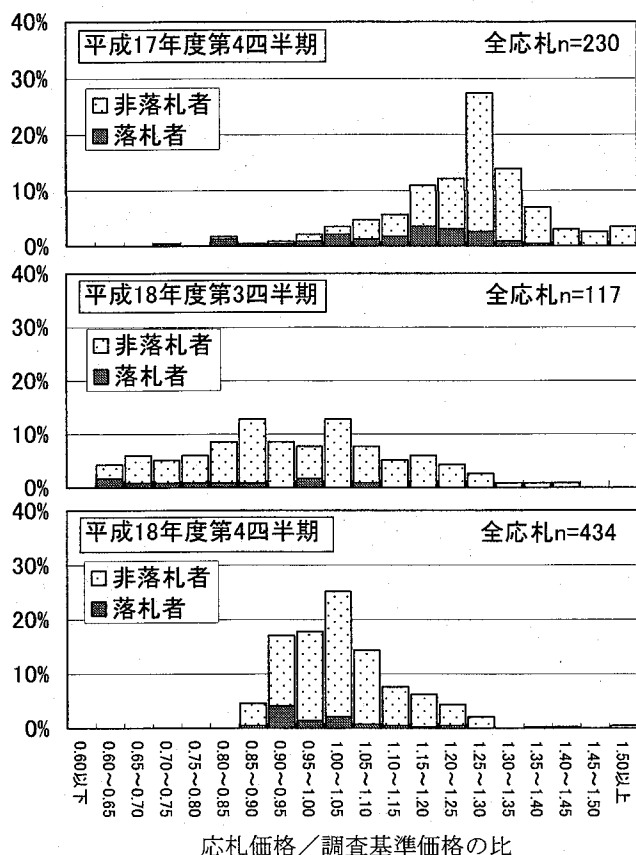


図-12 応札状況の推移<対調査基準価格>
(一般土木工事 WTO 規模)

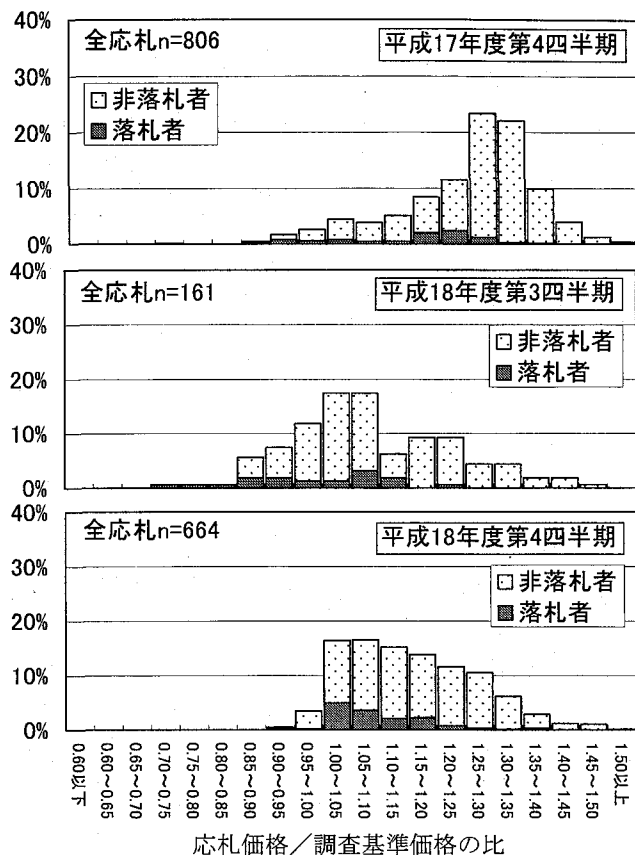


図-13 応札状況の推移<対調査基準価格>
(一般土木工事 3~7.2 億円規模)

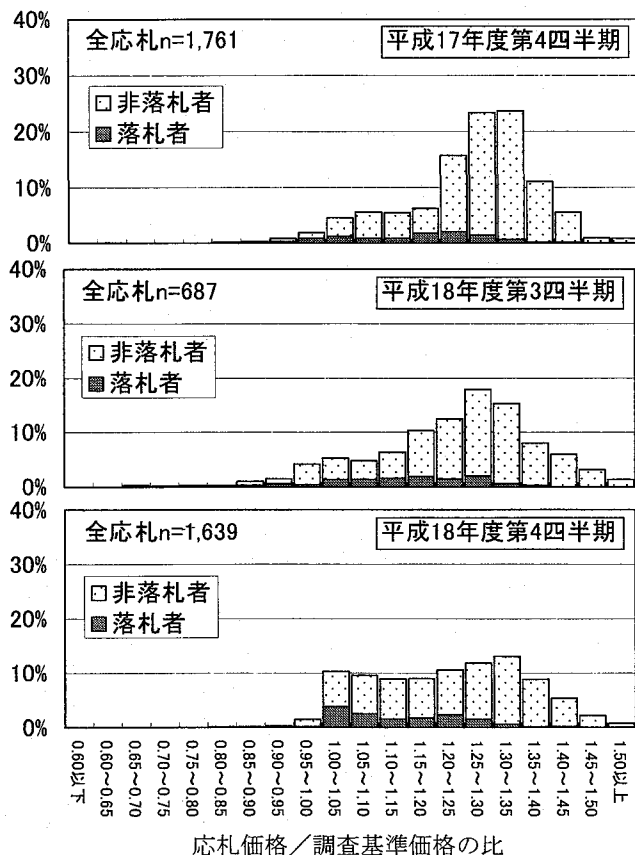


図-14 応札状況の推移<対調査基準価格>
(一般土木工事 2~3 億円規模)

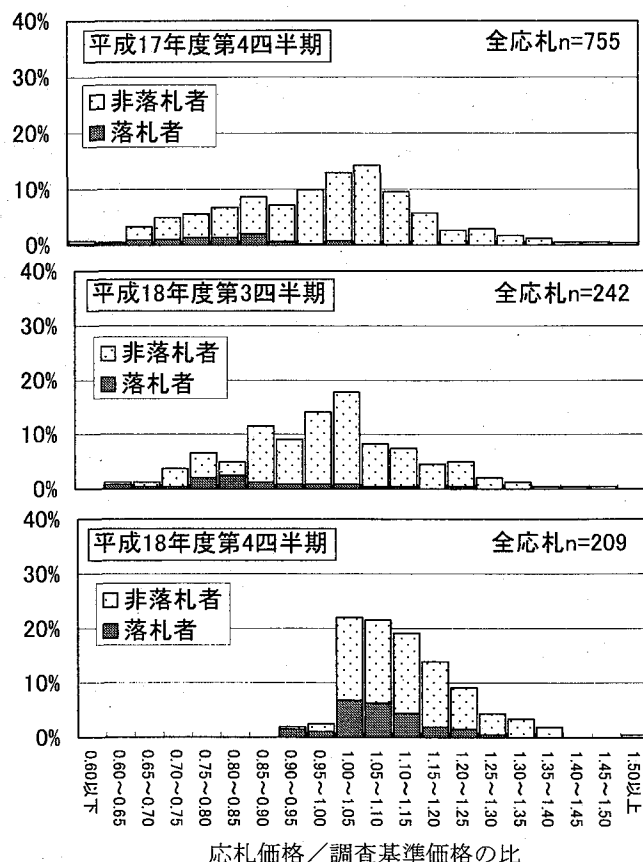


図-15 応札状況の推移<対調査基準価格>
(鋼橋上部工事)

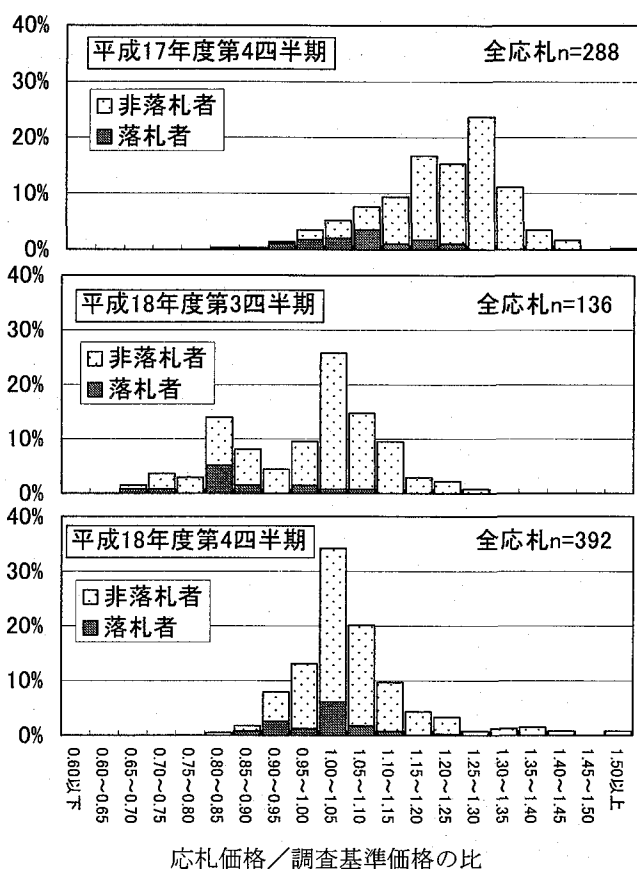


図-16 応札状況の推移<対調査基準価格> (PC工事)

入札に参加する建設業者は大手企業が多く、より高度な積算能力を有しているものと考えられるが、特別重点調査の基準と調査基準価格の僅かの隙間である“グレーゾーン”をターゲットとして入札を行う企業が多数存在したのも事実である。総合評価において評価値が1位となりながら特別重点調査における品質確保の挙証を行うことが出来ず「入札無効」となった参加者も、この区分の企業が多い（次頁の表-2参照）

b) 一般土木工事の3～7.2億円規模

この区分では、従前から予定価格帯での応札が最頻値を示していたが、平成18年度第3四半期には、調査基準価格近傍が最頻値となっており、WTO規模と同様、応札価格の下落傾向とが見られている。これが、第4四半期には、緊急対策の導入により、調査基準価格以下の著しい低価格での応札及び落札が激減するとともに、応札分布が、調査基準価格から予定価格帯まで一様に減少する分布を示している。これらの傾向は、調査基準価格以下の応札では“事実上”落札者となることは極めて困難であるという認識

が各競争参加者に浸透した結果と思われる。

c) 一般土木工事2～3億円規模

この区分では、従前から予定価格帯での応札が最頻値を示していた。しかし、特別重点調査を導入した平成18年度第4四半期の応札分布は、3～7.2億円規模の工事と同様、調査基準価格以下の著しい低価格での応札及び落札の激減と、調査基準価格から予定価格帯までの一様な応札分布へと変化した。これは、大規模工事での低価格入札の拡大が、中小建設業者が参加する当該区分の工事へもその傾向が波及したのではないかと考えられる。

d) 鋼橋上部工事

鋼橋上部工事は、談合事件による指名停止後の平成17年度第4四半期から応札の最頻度が低入札調査基準価格近傍となっていたことが、図-15で確認できる。平成18年度第3四半期は応札価格の下落傾向がより顕著となっていたが、緊急対策の結果、調査基準価格以下の著しい低価格での応札が激減している。

e) PC工事

PC工事は、図-16に示すとおり、一般土木工事のWTO規模と同様、緊急対策を講じた平成18年度第4四半期においても調査基準価格を下回る価格での落札者が多数含まれており、応札価格の頻度も調査基準価格近傍が突出している。さらに、施工体制確認型総合評価を採用していない工事において、特別重点調査の結果「入札無効」となった者も一般土木工事WTO規模と同じく多数見受けられる。

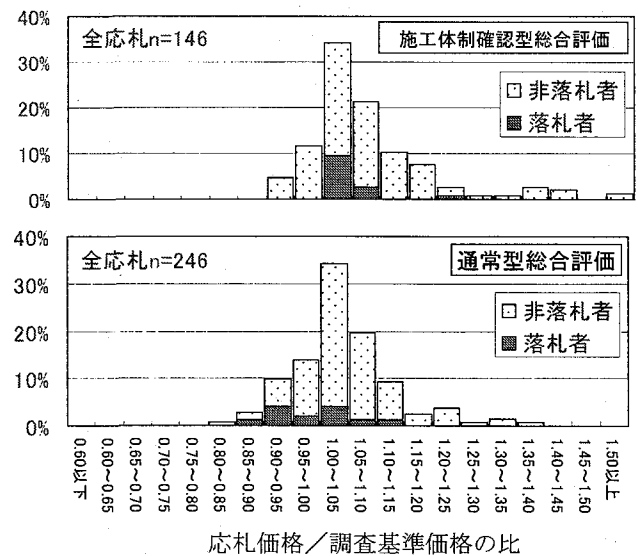
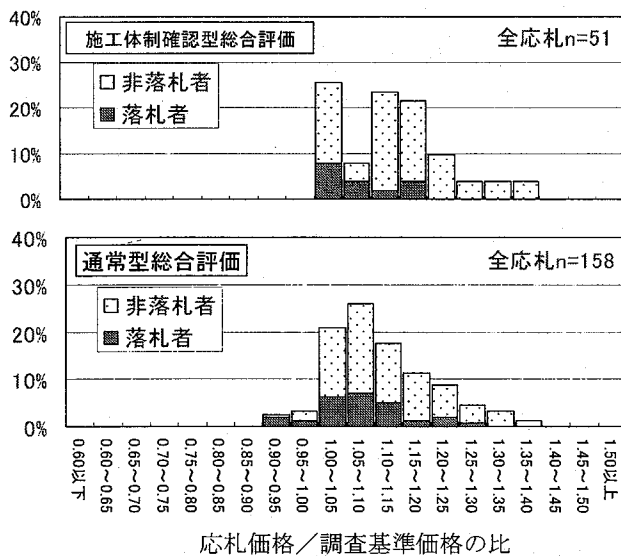
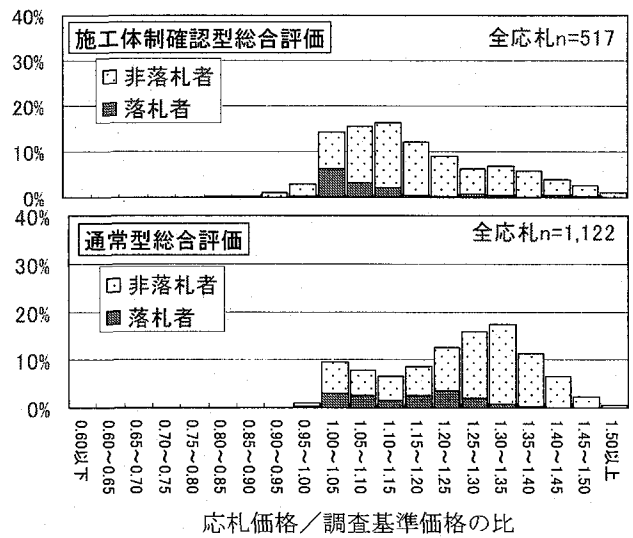
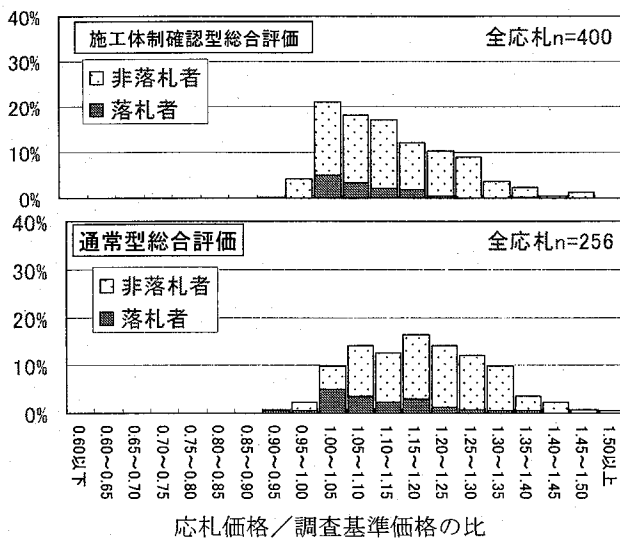
(2) 施工体制確認型総合評価方式の導入効果

緊急公共工事品質確保対策適用後の平成18年度第4四半期における総合評価方式の実施状況を、表-2に示す。施工体制確認型総合評価方式は、一般土木工事WTO規模を除き運用がなされているが、1件の例を除き低入札価格調査基準を下回る価格での落札決定はない。（当該1件も、他の全ての入札参加者が手続き途中で技術者の配置等の理由により「入札辞退」を申し出たため、残った1者に対し低入札価格調査を実施した経緯がある。）

平成18年度第4四半期の応札状況を、通常型総合評価及び施工体制確認型総合評価の別で(1)同様に整理したものを、図-17～20に示す。これらによると、施工体制確認型総合評価の運用案件では、全ての区

表－2 平成 18 年第 4 四半期の総合評価方式の実施状況

			総合評価件数						低入札 調査 件数	者効査特 のとな 数なり つた無 調	者札の低 のとな 数なり つた無 調
			1者 応札 辞退等	技術評価1位		技術評価2位以下					
				最低 価格	次順位 価格以下	最低 価格	次順位 価格以下				
一般 土木	2－3億円	施工体制確認	76	5	25	12	19	15	1	0	0
		通常型	177	11	46	26	77	17	3	6	1
	3-7.2億円	施工体制確認	52	2	12	20	7	11	0	0	0
		通常型	45	3	7	11	19	5	2	3	0
	WTO対象	通常型	43	2	6	19	10	6	26	20	0
P C		施工体制確認	19	0	2	8	5	4	0	0	0
		通常型	34	0	7	9	10	8	18	16	0
鋼橋上部		施工体制確認	9	1	4	3	1	0	0	0	0
		通常型	40	8	12	11	5	4	5	1	0



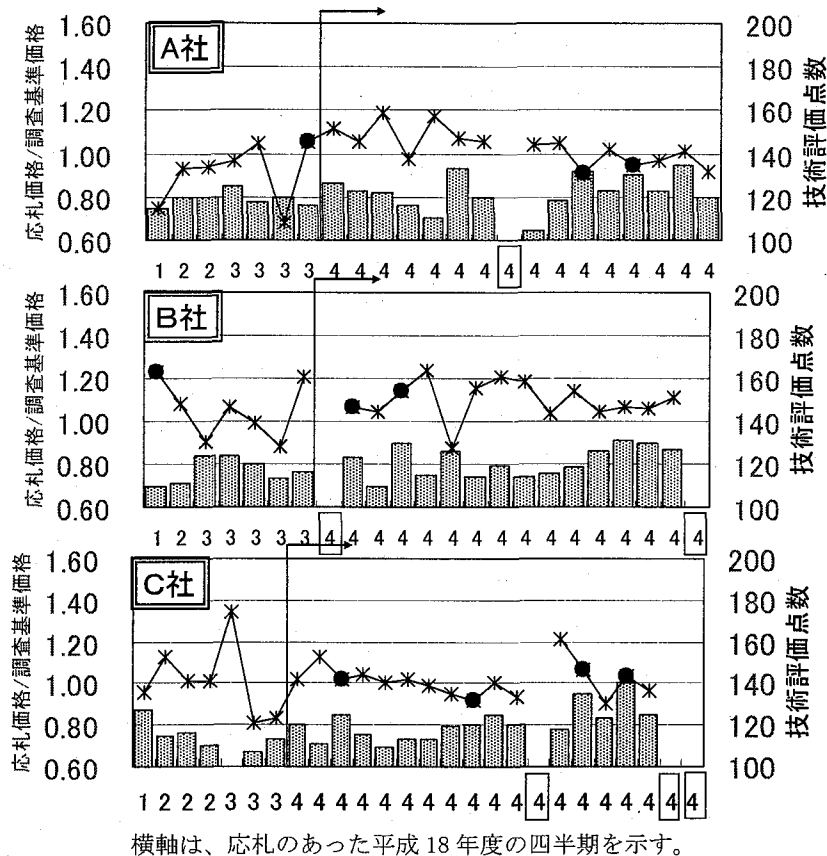


図-21 関東 A ランク上位社の応札状況

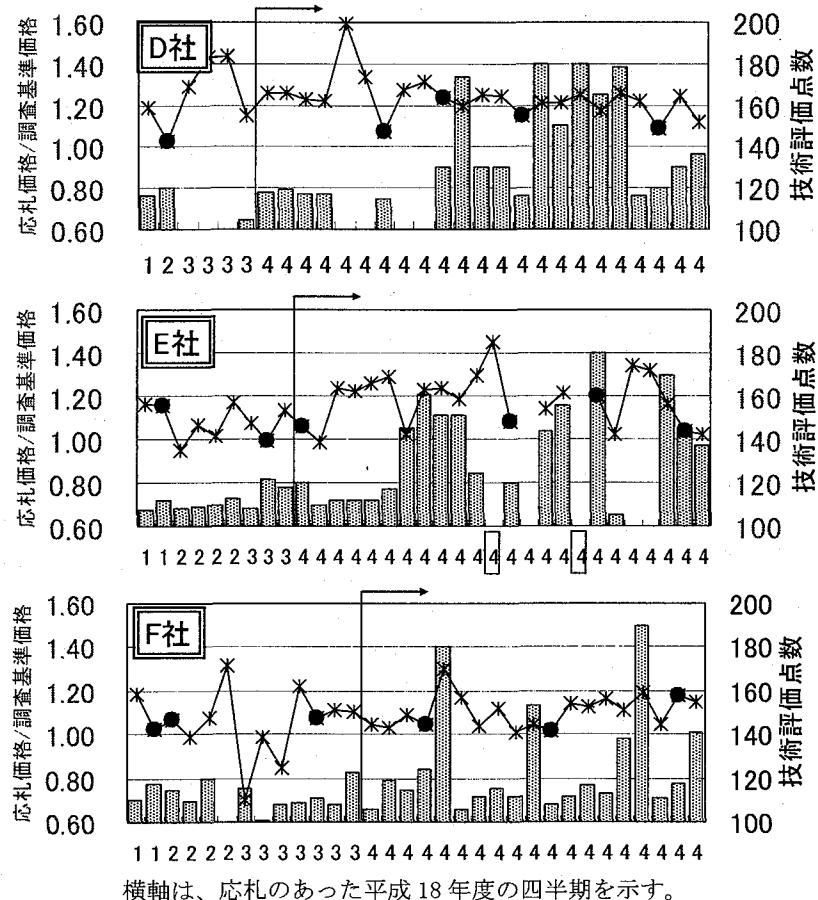


図-22 関東 B ランク上位社の応札状況

分において通常型に比べ低入札価格調査基準帯での落札が多くなっている。これは、施工体制確認型総合評価方式の運用開始が、特別重点調査の試行開始から約 1 ヶ月を経過した後であったことも影響し、著しい低価格での応札を行ったために特別重点調査の対象となることを回避する行動が見られたためである。更に、施工体制確認型総合評価方式の運用直後で他の入札参加者の動向が不透明な状況下で、技術評価点を一定割合獲得しつつ最大評価となる価格が、調査基準価格近傍での応札であるために、この価格帯への応札が集中したものと考えられる。今後とも、工事種別、発注規模により応札状況に相違がある中、受注量確保を第一義とした調査基準価格帯での応札が今後とも増えていくのか、或いは自らの技術力を認識し適正な利潤確保を前提とした価格での応札を行う企業が増えるのか、引き続き入札状況を注視していく必要があるだろう。発注者サイドにおいても、加算点の引き上げ等技術評価をより重視した総合評価方式の採用を進めており、今後の入札結果における各企業の技術評価点の獲得状況等も分析していくことが不可欠となる。

(3) 入札参加者側から見た緊急対策の効果

前項まで、発注者側から見た緊急公共工事品質確保対策の効果検証を行ってきたが、本項では入札に参加する建設業者の応札状況の整理を行うことで、緊急対策の低価格入札への影響について検証を試みる。

図-21, 22 は、関東地方整備局における平成 17, 18 年度一般土木工事の競争参加資格 A, B ランクのそれぞれ上位 10 位以内の企業のうちから 3 者を抽出した上で、平成 18 年度に 8 地方整備局で行われた一般土木工事の中で入札実績のある案件での応札状況を取りまとめたものである。

なお、「入札無効」以外（例えば、入札辞退等）は除外している。（「入札無効」は特別重点調査に該当した場合以外に、資料不備や配置予定技術者の資格が適していない場合等による点に留意の必要がある。）横軸は、入札時期を示し、数字は入札実施四半期を示している。各社とも 8 地方整備局全ての応札案件を時系列に並べており、折れ線グラフは、各応札案件での低入札価格調査基準に対する応札価格の割合を示している（1.00 以下は低入札価格調査基準以下の応札を表している。）。また、グラフの●は落札した案件を示している。さらに、棒グラフの値は、各応札案件での総合評価で得た技術評価点数（右縦軸参照）を表している。

各社ともに応札の傾向に差があるのは自明ではあるが、図-21 のように A ランクの大手企業では A 社や C 社のように、緊急対策を講じた第 4 四半期以降も低入札調査基準価格を下回る落札を含む調査基準価格近傍の応札を繰り返している企業も存在するのも現状である。なお、特別重点調査導入後も低入札価格調査基準以下の落札が多くなっている PC 工事においても、同様の傾向が見られる。

一方、図-22 のように、B ランクの中堅企業は調査基準価格を下回る応札が少なくなっているのが分かる。この中で、F 社の第 3 期に見られる 0.9 を下回る応札は WTO 規模の入札に参加した案件であり、中堅である F 社が、大手企業の参加する WTO 対象案件の入札において、7.2 億円未満の工事案件とは明らかに異なる傾向の応札を行っている点が興味深い。

5. 緊急公共工事品質確保対策を踏まえた今後の入札契約制度の方向性

前章までの考察では、従前から論じられているように、入札の予定価格と落札価格の割合を平均した「平均落札率」なる指標で一律に検証するのではなく、調査基準価格に対する入札参加企業の応札価格を個別に整理することによって、現在の入札実態を解明することが出来た。その中で、緊急公共工事品質確保対策の運用が、著しい低価格での入札を抑止した反面、対策の有無を問わず、調査基準価格ぎりぎりの応札を続ける企業があることも判明した。

特に、調査基準価格は特別重点調査実施の可否を判断する基準であり、かつ、施工体制確認型総合評

価方式における施工体制評価点付与の前提となっている。そのため、利益よりも受注高の確保を優先しているのではないかと考えざるを得ないような企業においては、調査基準価格を多少上回る価格で応札することが「勝利の絶対条件」だと認識しているのではないだろうか。

一方で調査基準価格は、契約内容に適合した履行がなされるか否かを判断するための基準価格として定めたものであり、現在、一般土木工事等においては、発注者サイドが調査をした単価等に基づき積算した直接工事費及び共通仮設費の全額、現場管理費の 20%を積算した合計額を規定している。つまり、この価格は、現場の最低限の運営資金は担保されるものの、企業の継続的な経費となるべき一般管理費等については計上されていない。よって、調査基準価格ぎりぎりの入札を繰り返す企業が存在している限り、他の企業においても連鎖的に低価格の応札を行う可能性が高まる。その結果、落札企業は低価格での落札により、一般管理費等の確保が困難となり、健全な企業経営の継続性を大きく後退させ、更なる下請企業いじめ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底などを引き起こす懸念が生じる（蛇足であるが、図-21 の A 社や C 社は、調査基準価格ぎりぎりの価格での落札によって個別工事毎に十分な利潤が確保されているのか不明である）。

緊急対策により著しい低価格入札の抑止がなされた現在、対策の他にも各地方整備局では総合評価の技術評価重視の取組（具体には加算点の引き上げ等）を進めており、入札参加企業が、意味のない「たたき合い」を行うのではなく、適正な利益確保を前提とした競争・応札を行う環境が確保されていくのかを見守っていかなければならない。

発注者サイドにおいても、平成 18 年 4 月の対策により進めている調査基準価格を下回る工事の監督強化を進める。と同時に、低価格で落札された工事の工事成績評定と施工内容の関連性の分析、さらに、平成 18 年度の契約工事における工事コスト調査や緊急対策の予定価格の適切な見直し等の取組みを通じて、調査基準価格ぎりぎりでの企業経営に与える影響などの分析を進めることも必要であろう。

一方、競争参加企業の自助努力が発揮されずに調査基準価格ぎりぎりの競争が常習化し、各企業の利

【工事の品質確保の観点】

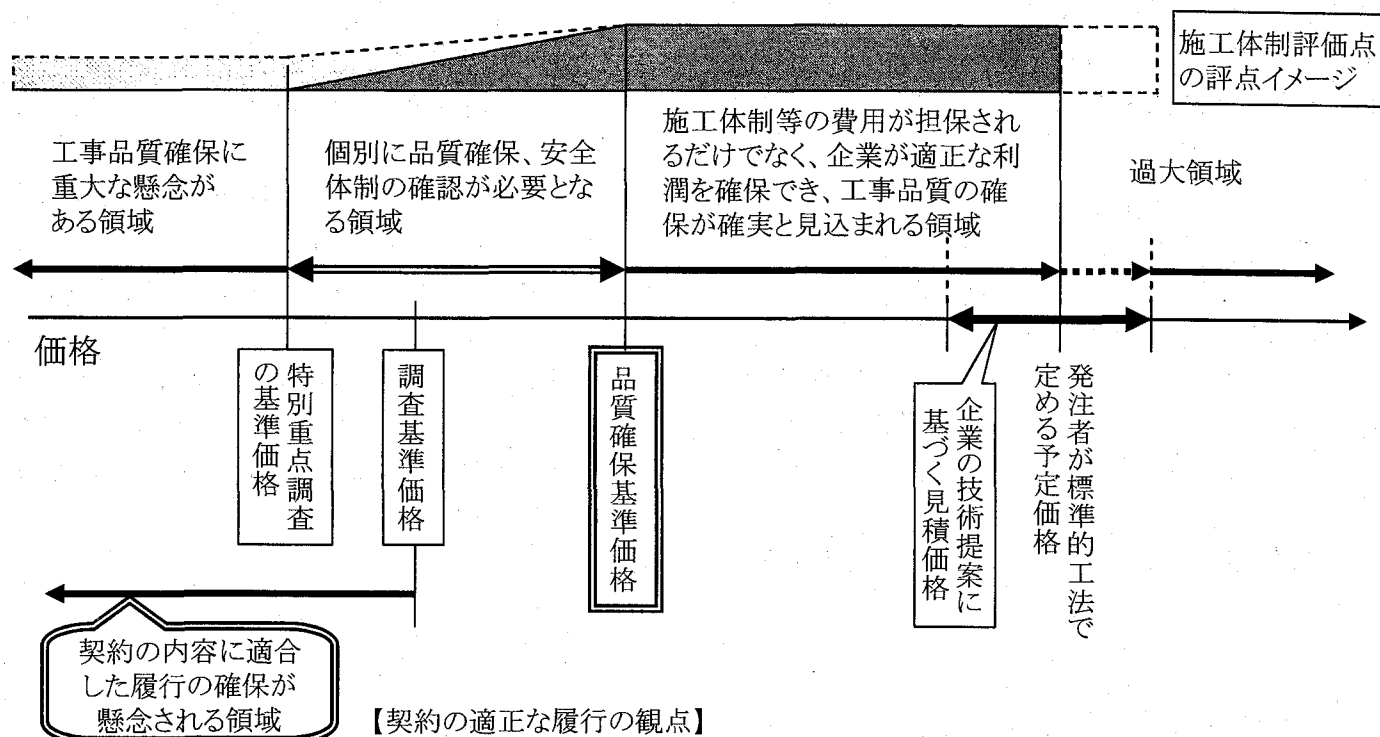


図-28 公共工事の品質と受注企業の適正な利潤確保を誘導する基準のイメージ

益確保が困難な状況が続くような最悪の事態が起きた場合には、やむを得ず発注者側も更なる施策を検討する必要性も浮上すると思われる。

その場合、施工体制確認型総合評価方式において、企業が適正な利潤を確保でき、工事品質の確保が概ね確実と見込むことが出来る新たな基準（この基準を満たす価格を仮に「品質確保基準価格」とよぶ。）を設定することも一案と考える（イメージを図-23に示す。）。現状の方式では、「施工体制評価点」は、一般的に各企業の応札価格が調査基準価格を上回っていることを前提に評価・付与しているが、この判断基準を「品質確保基準価格」に引き上げるとともに、「品質確保基準価格」を下回る応札価格の場合には、個別に品質確保や安全体制の厳格な確認を行った上で施工体制評価点の付与を行う。

なお、新たな基準を設定する際には、工事コスト調査結果の分析をはじめ、低価格での契約が企業の収支にどのように影響しているか、工事品質にどのような懸念を生じさせているか等を具体的に明らかにしつつ、納税者が公共工事コストの高止まりを助長するものではない点を納得できることが必須である。

6. おわりに

公共工事の品質を確保するための緊急対策は、導人間もないこともあり、少なくとも平成19年度の推移を見守っていかなければならないだろう。しかしながら、本稿で明らかとなったように、平成18年度第4四半期の入札動向を鑑みれば、一部の企業は既に応札ターゲットが「予定価格」から「低入札価格調査基準」へと変化している。今後、低入札価格調査基準ラインでの受注が通常化した場合には、収益構造が確立された一部の大手企業を除き、多くの企業の利益確保がますます困難な状況となるのは自明である。建設生産システムのより良い循環を目指すためには、健全な建設業の発展が最重要である。言うまでもなく、入札契約制度の改善は公共工事を受注する企業の適正な利益確保がなされるべく行われる必要がある。一方で「公共工事の品質確保の促進に関する法律」にあるように、公共工事の品質確保については、発注者のみならず受注者にも責務がある点を忘れてはならない。

謝辞：本稿の作成にあたり、国土交通省大臣官房技術調査課・前川秀和課長及び笹森秀樹建設技術調整

官、同国土技術政策総合研究所・堤達也主任研究員から貴重なご助言を賜りました。また、データ整理に際しては同関東地方整備局・甲斐一洋氏及び藤井明子氏にご協力を賜りました。ここに厚く感謝申し上げます。

【参考文献】

- 1) 国土交通省通達:「いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の対策について」(平成 18 年 4 月 14 日付国官総第 33 号, 国官会第 64 号, 国地契第 1 号, 国官技第 8 号, 国営計第 6 号, 国総入企第 2 号)
- 2) 国土交通省通達:「緊急公共工事品質確保対策に

ついて」(平成 18 年 12 月 8 日付国官総第 610 号, 国官会第 1334 号, 国地契第 71 号, 国官技第 242 号, 国営計第 121 号, 国総入企第 46 号)

- 3) 国土交通省通達:「低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の試行について」(平成 18 年 12 月 8 日付け国地契第 76 号、国官技第 245 号、国営計第 123 号)
- 4) 国土交通省通達:「施工体制確認型総合評価方式の試行について」(平成 18 年 12 月 8 日付国地契第 72 号, 国官技第 243 号, 国営計第 117 号)
- 5) 国土交通省入札談合再発防止対策検討委員会「入札談合の再発防止対策について」(平成 17 年 7 月 29 日)

On Effect of Urgent Measure for Quality Maintenance of Public Works on Discouraging Low-Priced Biddings and the Future of Tender Contract System

Shuji TSUNEYAMA

Although contracting of public works at extremely low price may make it difficult to keep quality of public works that constitute basis for social security, such low-priced biddings are seen with high frequency in these years. Last year in 2006, the Ministry of Land, Infrastructure, and Transportation (MLIT) has issued an official notice “On Urgent Measure for Quality Maintenance of Public Works” to its Regional Development Bureaus so that quality of public works can be insured at the time of tender and contract.

This study argues the characteristics of recent biddings as well as the effect of MLIT’s official notice on low-priced biddings, through processing and analyzing data of biddings in the last two years including that of the fourth quarter of 2006 in which the urgent measure began to take effect. Such research reveals that on one hand, the number of low-priced biddings have greatly decreased in small- and middle-sized public works; while on the other hand, in case of large-sized ones, there still were fairly many biddings at prices lower than the criteria for low-priced bidding investigations, even though the number of biddings at unnaturally low price have decreased very much. Also it is discovered that final bidding prices which once tended to range around target price now seem to range around the criteria for low-priced investigations. Taken in the light of these results, I propose the further necessity for investigating the actual conditions of biddings as well as for making new plans to ensure profit of companies if the current tendency of biddings continues in the future.